

名古屋市土砂災害対策改修費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の住宅及び居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策改修を実施する者に対し、予算の範囲内において名古屋市土砂災害対策改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）、愛知県住宅・建築物ストック形成事業費補助金交付要綱（平成29年3月31日付け住計第620号）及び名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 土砂災害対策改修

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定について既存不適格の住宅等を、当該規定に適合し、安全な構造とするために行う外壁の改修や塀の設置等をいう。

(2) 建築士

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項の規定による2級建築士をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 法人その他の団体を除く次に掲げるいずれかに該当する者

ア 住宅等を所有する者

イ 現にその住宅等に居住する者で所有者の同意を得られた者

ウ アと同等の権利を有する者

(2) 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者

(3) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）ではない者で、かつ、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助の対象建物)

第4条 補助の対象建物（以下「補助対象住宅等」という。）は、名古屋市内の特別警戒区域内に所在する住宅等（当該区域の内外にまたがるものを含む。）で、次の各号のすべてを満たすものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に著しく違反していないもの

(2) 住宅等の敷地が特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合しない構造であるもの

- (3) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものではないもの
- (4) 補助金交付申請を行う時点で現に使用し、かつ、今後も使用し続ける予定であるもの
- (5) 当該住宅等及びその敷地において、名古屋市土砂災害対策改修費補助金及び名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付を受けていないもの
- (6) 次条に規定する補助の対象事業(以下「補助事業」という。)に関し、国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けていないもの

(補助の対象事業)

第5条 補助事業は、補助対象者が補助対象住宅等について行う土砂災害対策改修であつて、建築士が構造設計を行い建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを当該建築士が証するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第6条 補助対象経費は、前条の補助事業において土砂災害対策改修に要する工事費とし、3,360千円を限度とする。
- 2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費に23%を乗じて得た額とし、772千円を限度とする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。
 - 3 補助金の対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

(事前相談)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、土砂災害対策改修費補助事業事前相談書（様式第1号）を名古屋市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する土砂災害対策改修費補助事業事前相談書は、補助事業の契約を締結する日より前かつ補助金交付申請をする日より前までに提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、土砂災害対策改修費補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 補助対象住宅等に係る登記事項証明書その他補助対象住宅等の所有者が確認できるもの（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）
 - (2) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等（直近の支払い期日分のもの）
 - (3) 区分所有されている住宅等にあつては、補助対象住宅等の管理を行う団体の総会において当該住宅等に土砂災害対策改修を行うことについて決議したことが分かる書類
 - (4) 補助対象住宅等の付近見取図、配置図（特別警戒区域内であることが分かる図を含む。）、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定への適合について検討した書類及び現況外観写真
 - (5) 補助対象住宅等が建築された時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。）
 - (6) 土砂災害対策改修の計画が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを、建

築士法第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項による2級建築士であつて土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士以外の者が、証した書類（様式第3号）（次号の確認済証の写しを添付する場合は、省略することができる。）

(7) 建築基準法の規定による確認済証の写し（同法の規定による確認の申請が必要な場合に限る。）

(8) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書（土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとする。）

(9) 土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士の免許証の写し

(10) 補助金の交付を受けようとする者が、所有者の同意を得た者である場合は、土砂災害対策改修同意書（様式第4号）

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する土砂災害対策改修費補助金交付申請書は、補助事業に取り掛かる（以下「着手」という。）日より前かつ補助事業を実施する年度の11月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）までに提出しなければならない。

3 申請者は、次の各号に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。ただし、当該地区における事業により、補助の対象建物を除却することが決定している場合は、補助金の交付申請はできない。

(1) 土地区画整理事業区域

(2) 都市計画施設区域

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する土砂災害対策改修費補助金交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、土砂災害対策改修費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項に規定する土砂災害対策改修費補助金交付決定通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

（着手の届出）

第10条 前条に規定する土砂災害対策改修費補助金交付決定通知書により通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業に着手したときは、土砂災害対策改修費補助事業着手届（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 工事着手前の写真

(2) 土砂災害対策改修に係る工事の請負契約書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による届出は、補助金の交付決定があつた日又は工事着手予定日のいずれか遅い日から起算して、30日を経過する日までにしなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（地位の承継）

第11条 交付決定者が死亡した場合又は破産等のやむを得ない事情により、第三者に地位を承

継する場合において、交付決定者の承継人（以下「承継人」という。）が交付決定のあった内容で補助事業を実施する意思があるときは、土砂災害対策改修費補助事業承継届（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合、承継人について第3条第1項（第1号を除く。）の規定を適用する。

- (1) 地位を承継する者であることを証する書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する土砂災害対策改修費補助事業承継届は、承継日から起算して30日を経過する日又は第14条第2項に規定する日の前日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
 - 3 交付決定者は、第1項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡又は担保に供してはならない。

（補助金の変更承認申請等）

第12条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更し、交付決定額に変更を生じる場合は、土砂災害対策改修費補助金交付変更承認申請書（様式第8号）に次掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更を生じない場合は、土砂災害対策改修費補助事業変更届（様式第9号）に第2号及び第3号の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土砂災害対策改修に要する費用の見積書
 - (2) 土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合報告書（様式第3号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付決定者は、補助事業を予定の期間内に遂行することが困難になった場合は、速やかに土砂災害対策改修費補助事業遅延報告書（様式第10号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 3 第1項に規定する土砂災害対策改修費補助金交付変更承認申請書は、補助事業の変更に着手する前までに市長へ提出し、その指示を受けなければならない。
 - 4 第1項に規定する土砂災害対策改修費補助事業変更届は、変更した日から起算して10日を経過する日かつ完了する日までに市長へ提出しなければならない。
 - 5 市長は、土砂災害対策改修費補助金交付変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付決定額の変更を承認し、土砂災害対策改修費補助金変更承認通知書（様式第11号）により申請者に通知する。

（交付申請の取下げ）

第13条 交付決定者は、事情により交付申請を取り下げるときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）までに土砂災害対策改修費補助金交付申請取下届（様式第12号）に土砂災害対策改修費補助金交付決定通知書（様式第5号）を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、土砂災害対策改修費補助金交付申請取下確認通知書（様式第13号）により申請者に通知する。

（完了実績報告）

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、土砂災害対策改修費補助事業完了実績報告書（様式第14号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土砂災害対策改修工事施工報告書（様式第15号）
 - (2) 補助事業完了後の補助対象住宅等の外観写真並びに施工箇所毎に施工中及び施工後の状況が確認できる工事写真（施工中においては、配筋状況の確認ができるものを含めるものとする。）
 - (3) 建築基準法の規定による検査済証の写し（同法の規定により確認済証の交付を受けた場合に限る。）
 - (4) 補助事業の実施に要した費用に係る請求書又は領収書（土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとする。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する土砂災害対策改修費補助事業完了実績報告書は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は第9条第1項に規定する土砂災害対策改修費補助金交付決定通知書により通知を受けた日の属する年度の2月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条に規定する土砂災害対策改修費補助事業完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、必要がある場合は現場を検査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、土砂災害対策改修費補助金確定通知書（様式第16号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求及び交付）

第16条 前条の規定による土砂災害対策改修費補助金確定通知書を受けた交付決定者（以下「確定通知者」という。）は、土砂災害対策改修費補助金支払請求書（様式第17号）（以下「請求書」という。）により市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、確定通知者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第17条 市長は、交付決定者又は確定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (4) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（指導等）

第18条 市長は、補助事業を適切に実施させるため、申請者に対して必要な指示をし、その報告を求めること及び調査をすることができる。

(書類の保管)

第19条 補助金の交付を受けた確定通知者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（宛先）名古屋市長

〒

住 所

申請予定者 氏 名

電 話 - -

土砂災害対策改修費補助事業事前相談書

名古屋市土砂災害対策改修費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記1の概要が分かる書類を添えて事前相談書を提出します。

記

1. 補助を受けようとする建築物の概要

- (1) 所 有 者 氏 名
- (2) 所 在 地 名古屋市.....区.....
- (3) 区 域 土砂災害特別警戒区域
- (4) 用 途 ・ 規 模 等
 - ア. 用 途 一戸建ての住宅 ・ その他 (.....)
 - イ. 階 数 地上.....階 / 地下.....階
 - ウ. 延 べ 面 積^m²
 - エ. 構 造 木造 ・ 非木造 (.....造)
- (5) 工事予定年月日年.....月.....日.....～.....年.....月.....日.....
- (6) 建築物の建築または着工年年

2. 相談者の概要

- (1) 相 談 者 申請予定者（所有者 その他（.....））
設計、施工業者
- (2) 事前相談者氏名
- (3) 連 絡 先 - -

以下、設計事務所や施工業者が事前相談する場合のみ記載

- (4) 会 社 名 等
- (5) 所 在 地

（宛先）名古屋市長

申請者 氏名
 住 所
 ふりがな
 氏 名
 電 話 —
 生年月日

土砂災害対策改修費補助金交付申請書

名古屋市土砂災害対策改修費補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、同要綱第3条第1項第3号の規定により、暴力団排除のため関係する官公庁へ照会することに同意します。

記

1 交付申請額

金.....円

2 交付申請額の算出方法等

A 1 補助対象経費の額	円
A 2 補助対象経費の上限額(要綱第6条第1項による額)	円
B 上記A 1、A 2のいずれか小さい額の23%の額	円
C 交付申請額 (Bの額の1,000円未満切捨てとしてください。)	円

3 工事着手予定年月日

.....年 月 日

4 工事完了予定年月日（完了報告予定日）

.....年 月 日

※1 2の補助対象経費の額は、補助対象住宅等の土砂災害対策改修に係る工事費（土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費のみが補助対象経費です。）で工事施工者に支払う予定の額です。

※2 補助金に消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請してください。

5 補助対象住宅等の概要

建物の所在地	名古屋市 区	
建物の用途		
構造・規模	構造	造
	階数	地上 階 ・ 地下 階
	延べ面積	m ²
建物の使用状況	<input type="checkbox"/> 使用中	
今後の使用予定	<input type="checkbox"/> 使用予定あり	

6 土砂災害対策改修の概要等

工事の名称		
土砂災害対策改修の内容 (該当に✓してください。)		<input type="checkbox"/> 外壁補強 <input type="checkbox"/> 門・塀の築造
構造設計を行った建築士	事務所名称	
	所在地	
	電話番号	() —
	事務所登録番号 及び登録年月日	知事登録第 号 年 月 日登録
	建築士氏名	
	建築士登録番号	級建築士 登録第 号
施工者	名称	
	所在地	
	電話番号	

7 添付資料 (添付しない書類は、二重線で消してください。)

- (1) 補助対象住宅等に係る登記事項証明書その他補助対象住宅等の所有者が確認できるもの (申請の日前3月以内に交付されたものに限る。)
- (2) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等 (直近の支払い期日分のもの)
- (3) 区分所有されている住宅等にあつては、補助対象住宅等の管理を行う団体の総会において当該住宅等に土砂災害対策改修を行うことについて決議したことが分かる書類
- (4) 補助対象住宅等の付近見取図、配置図 (土砂災害特別警戒区域内であることが分かる図を含む。)、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定への適合について検討した書類及び現況外観写真
- (5) 補助対象住宅等が建築された時期が確認できる書類 (他の書類と兼ねることができる。)
- (6) 土砂災害対策改修の計画が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを、建築士法第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項による2級建築士であつて土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士以外の者が、証した書類 (様式第3号。次の確認済証の写しを添付する場合は、省略することができる。)
- (7) 建築基準法の規定による確認済証の写し (同法の規定による確認の申請が必要な場合に限る。)
- (8) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書 (土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとしてください。)
- (9) 土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士の免許証の写し
- (10) 補助金の交付を受けようとする者が、所有者の同意を得た者である場合は、土砂災害対策改修同意書 (様式第4号)
- (11) その他市長が必要と認める書類

（宛先）名古屋市長

所在地.....

事務所名.....

（ ）級建築士（ ）登録第 号

氏 名.....

土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合報告書

名古屋市土砂災害対策改修費補助金の交付を受けようとする、下記の住宅等の土砂災害対策改修の計画については、関係図書により建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを確認したので報告します。

記

1 補助対象住宅等の概要

工 事 の 名 称		
建 物 の 所 在 地		区
建 物 用 途		
構 造 ・ 規 模	構 造	造
	階 数	地上 階 ・ 地下 階
	延べ面積	m ²

2 土砂災害対策改修の概要等

土砂災害対策改修の内容 (該当□に✓してください。)		<input type="checkbox"/> 外壁補強	<input type="checkbox"/> 門・塀の築造
構 造 設 計 を 行 っ た 建 築 士	事 務 所 名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号	() —	
	事 務 所 登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	知事登録第 号 年 月 日登録	
	建 築 士 氏 名		
	建 築 士 登 録 番 号	級建築士	登録第

3 関係図書

付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、構造図、適合検討書、その他（ ）

4 添付図書

建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを確認した建築士の免許証の写し

土砂災害対策改修同意書

年 月 日

(申請者)

住所

氏名様

(住宅等の所有者)

住所

氏名

申請者との続柄

このたび、私が所有する下記の住宅等について、申請者が名古屋市土砂災害対策改修費補助金交付要綱に基づく土砂災害対策改修を行うことに何ら異議なく同意します。

記

- 1 所在地 名古屋市 区
- 2 建築年年 月 日
- 3 床面積 延べ面積 m^2

（通知者氏名）

名古屋市長

⑩

土砂災害対策改修費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、名古屋市土砂災害対策改修費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 工事の名称
- 2 交付決定額 金 円
- 3 所在地 名古屋市 区
- 4 交付の条件

（宛先）名古屋市長

申請者 住所

氏名

土砂災害対策改修費補助事業着手届

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました補助事業について着手しましたので、名古屋市土砂災害対策改修費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 工事の名称

2 工事着手年月日年 月 日

3 施工者

名 称

所在地

連絡先 — —

現場責任者名

4 添付書類

- (1) 工事着手前の写真
- (2) 土砂災害対策改修に係る工事の請負契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（宛先）名古屋市長

申請者（承継人） 千

住 所

ふりがな

氏 名

電 話 — —

土砂災害対策改修費補助事業承継届

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助事業について地位を承継したいので、下記のとおり関係書類を添えて届出します。

記

1 工事の名称

2 建物の所在地 名古屋市 区

3 申請者（承継前）
住所

（承継後）
氏名

住所

氏名

4 承継の理由

5 承継の日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 地位を承継する者であることを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（宛先）名古屋市長

申請者 住所
氏名

土砂災害対策改修費補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に係る補助事業について、下記のとおり変更したいので、名古屋市土砂災害対策改修費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 工事の名称

2 補助金交付申請額（変更前）円

（変更後）円

3 変更後の交付申請額の算出方法等

A 1	補助対象経費の額	円
A 2	補助対象経費の上限額(要綱第6条第1項による額)	円
B	上記A 1、A 2のいずれか小さい額の23%の額	円
C	交付申請額 (Bの額の1,000円未満切捨てとしてください。)	円

4 変更の内容及びその理由

.....

5 添付書類

- (1) 土砂災害対策改修に要する費用の見積書
- (2) 土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合報告書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（注）補助金に消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請すること。

（宛先）名古屋市長

申請者 住所
氏名

土砂災害対策改修費補助事業変更届

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に係る補助事業について、下記のとおり変更したいので、名古屋市土砂災害対策改修費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、届出します。

記

- 1 工事の名称
- 2 変更の内容
(変更前)
(変更後)
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容及びその理由
- 5 添付書類
(1) 土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合報告書（様式第3号）
(2) その他市長が必要と認める書類

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所

氏名

土砂災害対策改修費補助事業遅延報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助事業
について、下記のとおり工事の遅延等が生じたので報告します。

記

1 工事の名称

2 遅延の内容

3 遅延の理由

4 当初の予定工事期間 年 月 日～ 年 月 日

遅延による工事期間 年 月 日～ 年 月 日

（通 知 者 氏 名）

名古屋市長

⑨

土砂災害対策改修費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで補助金交付変更承認申請のありました補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、名古屋市土砂災害対策改修費補助金交付要綱第 12 条第 5 項の規定により通知します。

記

1 工事の名称

2 変更後の交付決定額 金 円

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名

土砂災害対策改修費補助金交付申請取下届

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助事業について、下記により取下げしたいので届け出ます。

記

1 工事の名称

2 取下げの理由

3 添付書類 土砂災害対策改修費補助金交付決定通知書 (様式第 5 号)

第 年 月 日
年 月 日

（通 知 者 氏 名）

名古屋市長

印

土砂災害対策改修費補助金交付申請取下確認通知書

年 月 日付で届け出のあった土砂災害対策改修費補助金交付申請の
取下げについては、下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 工事の名称
- 2 確認の内容 土砂災害対策改修費補助金交付申請の取下げ

（宛先）名古屋市長

申請者 住所
氏名

土砂災害対策改修費補助事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助事業が
下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 工事の名称

2 建物の所在地 名古屋市 区

3 補助事業の実施期間 自 年 月 日 至 年 月 日

4 補助金の交付決定額 円

5 添付書類（添付しない書類は、二重線で消してください。）

- (1) 土砂災害対策改修工事施工報告書（様式第15号）
- (2) 補助事業完了後の補助対象住宅等の外観写真及び施工箇所毎に施工中及び施工後の状況が確認できる工事写真（施工中においては、配筋状況の確認ができるものを含めるものとする。）
- (3) 建築基準法の規定による検査済証の写し（同法の規定により確認済証の交付を受けた場合に限る。）
- (4) 補助事業の実施に要した費用に係る請求書又は領収書（土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとする。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（注）補助金に消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して実績報告してください。

（宛先）名古屋市長

工事監理者

氏名

工事施工者

名称

代表者名

土砂災害対策改修工事施工報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知を受けた下記の補助事業については、土砂災害対策改修計画に基づき改修工事を施工したことを報告します。

記

1 補助対象住宅等の概要

所 在 地	名古屋市 区	
建 物 用 途		
構 造 ・ 規 模	構 造	造
	階 数	地上 階 ・ 地下 階
	延 べ 面 積	m ²

2 土砂災害対策改修の概要等

工 事 の 名 称		
土砂災害対策改修の内容 (該当□に✓してください。)		<input type="checkbox"/> 外壁補強 <input type="checkbox"/> 門・塀の築造
工 事 監 理 者	事 務 所 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	() —
	事 務 所 登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	知事登録第 号 年 月 日登録
	建 築 士 氏 名	
	建 築 士 登 録 番 号	級建築士 登録第 号
施 工 者	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	

第 年 月 日 号

（通 知 者 氏 名）

名古屋市長

印

土砂災害対策改修費補助金確定通知書

年 月 日付けで土砂災害対策改修費補助事業完了実績報告のありました補助事業について、下記のとおり補助金を確定しました。

記

- 1 工事の名称
- 2 建物の所在地
- 3 補助確定額 金 円

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名

土砂災害対策改修費補助金支払請求書

名古屋市土砂災害対策改修費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 工事の名称

2 支払請求額

金額				0	0	0
	十	万	千	百	十	円

3 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店(出張所) 支店 支所
	預金の種類	普通・当座 (該当を○で囲む。)	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		